

# 第4次愛南町地域福祉計画 【概要版】

## 1. 計画の概要について

### ①地域福祉とは？

私達の暮らしている地域の中には、病気や高齢、障がい、仕事や家庭の事情などの理由で困っている人たちがいます。かつては、地域の交流が今よりも活発で、そういった困っている人を地域で支えていく環境がありました。しかし、時代の流れやライフスタイルの変化に伴い、地域の交流が昔よりも薄くなっていき、地域の中で支え合うことが難しくなりつつあります。



こうした現状が日本全国で社会問題となっており、それを解決するべく国では「地域共生社会の実現」を掲げています。「地域共生社会」とは、家族の中や地域の中で困っている人々を助け合うことができる地域・社会のことです。この「地域共生社会」を実現するためには、行政だけが取り組みを進めるのではなく、住民全員が自分の問題だと考えながら、地域の中で実際に助け合いを進めていく「地域福祉」を推進することが重要です。

### ②愛南町の地域福祉の現状

愛南町では、依然として人口減少と少子高齢化が進んでいます。そのような状況の中で、地域の中での交流やボランティア活動など、地域活性化の取り組みについては徐々に広がりつつあります。

しかし、地域の中には様々な課題を抱えこんでしまい、それを相談することもできないケースに陥る人もいます。こういった人たちが、地域の中で助けってもらえず埋もれてしまわないよう、複数の担当課が連携しながら、制度の狭間に陥った人々に切れ目のない支援を行う「重層的支援体制」を整備することが必要となっています。

また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の流行により、地域の活動を継続する事や、交流を図る事が難しい社会情勢にもなりました。今後は、「新しい生活様式」に対応した、地域活動のあり方を考えながら、地域の中での交流や助け合いを持続すること、そして、ICT技術を活用した、オンラインでの交流や助け合いといった、新しい取り組みについても考えていく必要があります。



### ③計画の位置づけ

「愛南町地域福祉計画」については、社会福祉法に基づきながら、町政運営の基本方針である「愛南町総合計画」を上位計画とした、部門別計画として策定します。また高齢者、障がい者、子育て、健康などの各福祉分野の計画の上位計画として位置づけられており、これらの計画と考え方の整合を図りながら、本町の福祉に関する事業やサービスについて、分野横断的に福祉全般の取り組みの方向性を計画の中で示すものとします。

### ④計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものです。



### ⑤策定体制

#### (1) アンケート調査による住民意向の把握

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、住民を対象に、「愛南町の地域福祉に関するアンケート調査」(以下、「住民アンケート」という。)を実施しました。愛南町にお住まいの20歳以上の方1,000人を無作為抽出で選び、配布したところ、407の方がご回答してくださいました。

#### (2) 関係団体ヒアリング調査

本計画を策定する際の基礎資料とするため、高齢者支援、子育て支援、障がい者支援、その他の各分野で地域福祉に携わる関係団体・機関に、活動に関する現状や課題、今後の方向性、地域福祉施策についてヒアリングシートの記入を依頼しました。

#### (3) 委員会による審議

本計画の策定は、「愛南町地域福祉計画策定懇話会」(以下、「策定懇話会」という。)において、事業の進捗状況、住民アンケートなどの結果に基づき、全2回にわたって審議した結果をとりまとめました。策定懇話会は、公募住民、地域組織代表、学識経験者、保健福祉事業関係者など、全12人で構成しています。会議は公開して開催しました。

#### (4) パブリックコメントによる住民の意向把握

本計画の中間案を町ホームページなどで公表し、広く住民の意見・提案を計画に反映するよう努めました。実施期間は、令和3年3月11日から3月24日まで行いました。

## 2. 愛南町の地域福祉の現状

### ①統計からみる愛南町

	平成 27 年		令和元年
総人口 	23,412 人	- 2,117 人	21,295 人
子ども 	2,245 人	- 464 人	1,781 人
高齢者 	8,783 人	+ 315 人	9,098 人
要介護者 要支援者 	1,864 人	+ 32 人	1,896 人
障がいのある人 	1,478 人	- 73 人	1,405 人

### ②住民アンケート調査や団体ヒアリング調査結果からみる愛南町

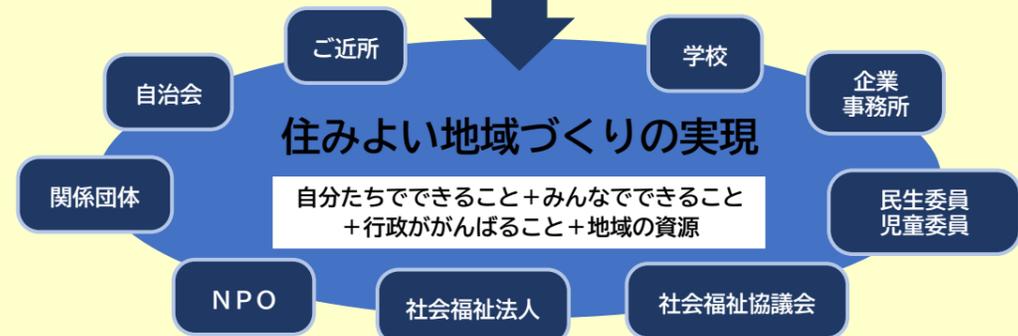
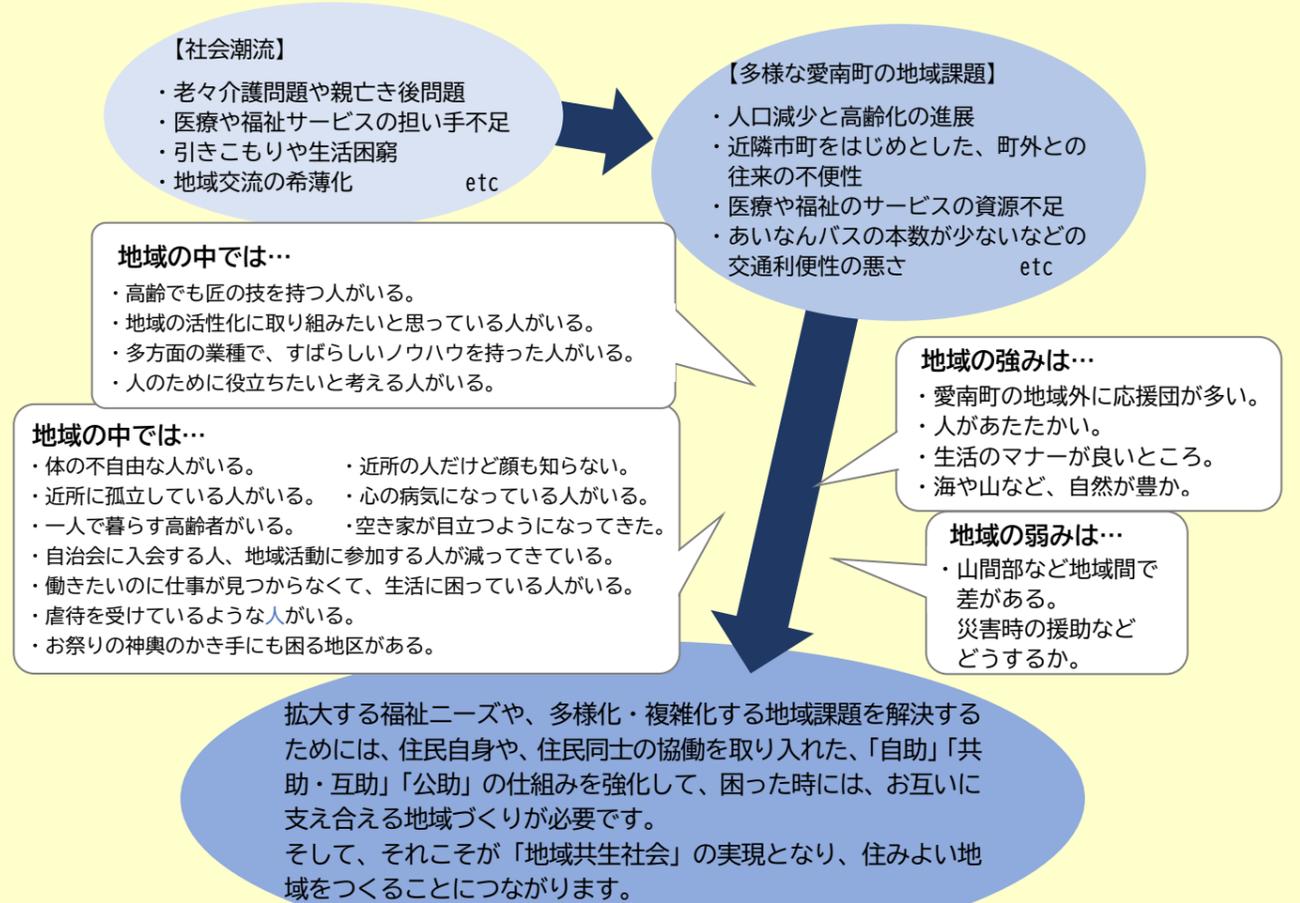
#### 住民アンケートの意見

- 福祉に関する情報について、若い世代はホームページやインターネット・SNS も活用している傾向にあります。
- 地域福祉の推進に必要なこととして、地域福祉活動に関する情報提供の充実や、身近な相談支援体制の構築があがっています。
- 暮らしやすい地域づくりのために、医療関係施設の充実や、道路や交通機関などの利便性の向上が求められています。
- ボランティアの参加状況は約半数の方が、参加しているか、過去に参加していたと回答しています。

#### 団体ヒアリングの意見

- 地域の中の支え合いや相談はできているが、孤立しがちな世帯に対しては行政の支援が必要という声があります。
- 福祉の担い手として“断らない相談”を目指していく必要があるという声があり、重層的支援体制の実現を目指します。
- 地域共生社会の実現のために、あらゆる人々が対等に接し交流しあえる地域づくりが求められています。
- 地域のつながりが比較的色濃く残っているため、そのつながりを大切にしながら、地域で支え合える関係を作ります。

### ③愛南町の課題とこれから目指すべきこと



#### 『愛南町』では、こんな取り組みをしています！

- 地域において様々なボランティア団体が活動し、各分野で貢献しています。
- 小・中学校の総合学習を通じて、幼少期から障がいについて理解や関心を持てる取り組みを行っています。
- 関係団体等による見守り活動が行われています。
- 民生委員・児童委員が、地域において身近な相談相手の役割を担っています。
- 社会福祉協議会にて小地域活性化事業、成年後見、生活困窮対策に取り組んでいます。地域の交流づくりとして、ふれあいサロン活動などにも取り組んでいます。
- 町内の学校教育、生涯学習の向上につながるよう、社会福祉法人等が連携して「愛南のかたち 愛南町福祉教育ハンドブック」を発行しました。

### 3. 計画の基本理念と基本目標

#### 基本目標1 いつでもどこでも相談ができ、情報が入手できるまち

住民がいつでもどこでも気軽に相談でき、心配や不安をかかえることなく、安心して暮らしていけるような相談支援体制の機能を高めます。また、福祉に関する情報を多様な手段で発信し、だれもが情報を簡単に入手できるような体制づくりに努めます。

##### 【基本施策】

- (1) 相談体制の強化
- (2) 情報提供体制の充実



#### 基本目標2 子どもから高齢者まですべての人が自分らしく暮らせるまち

判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者に対し、適切なサービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。また、虐待やDVの防止、男女共同参画社会など人権にかかわることが地域で守られるような環境づくりを進めます。

##### 【基本施策】

- (1) 権利擁護に関する周知・啓発の推進
- (2) 虐待防止体制の充実
- (3) 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）



## 基本理念 住民が生き生きと安心して暮らせる美しい町！ 愛南町

#### 基本目標3 一人ひとりのニーズにあった福祉サービスが受けられるまち

支援が必要な方の声を聞き、本当にその人にあった支援について、適切なサービスの提供方法・手段について検討しながらサービスが提供できる環境づくりを進めます。また、そのようなことができる庁内の連携体制についても構築します。

##### 【基本施策】

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 健康づくりの充実
- (3) 医療・保健・福祉の連携



#### 基本目標4 安心・安全に暮らすことができるまち

住民一人ひとりが犯罪や事故、災害などの不安を抱くことなく、安心して暮らしていけるよう、ぬくもりのある安心・安全な環境づくりを進めます。

##### 【基本施策】

- (1) 誰もが暮らしやすい生活環境の向上
- (2) 防災・減災対策の推進
- (3) 防犯・交通安全対策の推進
- (4) 再犯防止の取り組みの推進（再犯防止推進計画）



#### 基本目標5 みんながともに支え合い、笑顔になれるまち

「地域共生社会の実現」を目指すために、互いに支え合いができる地域づくりを進めるための土台作りを、行政と社会福祉協議会、関係団体などが連携しながら行います。また、地域の中で、率先して活動ができる人材の育成にも努めます。

##### 【基本施策】

- (1) 地域福祉活動の活性化と連携強化
- (2) 福祉等に関する理解の推進
- (3) 交流機会の拡充



## 4. 愛南町が取り組むこと

### 基本目標1 いつでもどこでも相談ができ、情報が入手できるまち

#### (1) 相談体制の強化

福祉に関する相談窓口の充実や職員の相談技術の向上、虐待やひとり親、生活困窮者などの相談と支援の拡充を図ります。また、保健福祉課に福祉の総合相談窓口を設置し、既存の相談窓口と連携しながら、「断らない相談支援」を提供できる重層的支援体制を整備します。

#### (2) 情報提供体制の充実

福祉に関するサービスや制度、取り組みなどの情報を、広報やホームページ等を通じて住民にとってわかりやすい形で情報発信を行うとともに、自治会、民生委員・児童委員を通じた情報提供にも取り組みます。また、災害時の情報提供や、ボランティア活動の情報提供を行います。

### 基本目標2 子どもから高齢者まですべての人が自分らしく暮らせるまち

#### (1) 権利擁護に関する周知・啓発の推進

消費生活に関する相談や講演会、専門相談員の配置などに取り組み、消費者保護の推進を図るほか、障がいに対する理解促進のための研修会やイベントなどの啓発活動に取り組みます。

#### (2) 虐待防止体制の充実

高齢者や障がいのある人、子どもなどあらゆる人への虐待を防止するために、相談支援や保護活動の充実を図ります。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）防止のために、ポスターなどを通じた啓発や、南予子ども・女性支援センター等と連携した相談体制を構築します。

#### (3) 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）

成年後見制度とは、高齢者や障がいのある人などが、自分で身体や財産等を管理できない場合、代わりに成年後見人等が判断能力を補い、その人の身体や財産の権利を擁護する制度です。この制度を広く住民に周知し利用促進を図るとともに、宇和島市社会福祉協議会を中核機関とした体制の充実を図ります。

### 基本目標3 一人ひとりのニーズにあった福祉サービスが受けられるまち

#### (1) 福祉サービスの充実

高齢者や障がいのある人、子育て家庭などへの福祉サービスについて、それぞれニーズに合ったサービスを提供するとともに、サービスの質の向上にも取り組みます。

#### (2) 健康づくりの充実

健診後や、乳幼児・母子健康に関する健康相談について、専門職が対応し、適切な情報提供や支援ができるよう充実を図ります。また、地域でも食生活改善推進員や健康推進員による健康づくりの活動に取り組み、住民が生活の中で健康維持ができるよう取り組みを進めます。

#### (3) 医療・保健・福祉の連携

医療・保健・福祉の関係機関や団体が連携を取りながら、医療資源や地域資源を活かし、地域包括ケアを推進します。また、この連携体制を活用し、重層的支援体制の構築にも努めます。

### 基本目標4 安心・安全に暮らすことができるまち

#### (1) 誰もが暮らしやすい生活環境の向上

公共施設のバリアフリー化に取り組み、誰もが利用しやすい施設づくりに努めます。また、道路環境や公共交通網についても、高齢者や障がいのある人が利用しやすく、移動に困らないよう充実を図ります。さらに、環境美化についても地域で取り組み、住みよい環境づくりに努めます。

#### (2) 防災・減災対策の推進

南海トラフ地震への備えも見据え、地域の防災訓練や出前講座、自主防災組織への支援など、地域の防災力向上を図るとともに、福祉避難所や災害後の安心・安全確保など、災害発生後の生活への支援の対策などに取り組み、大きな災害が起こっても対応できる地域づくりに努めます。

#### (3) 防犯・交通安全対策の推進

住民の防犯意識向上のための啓発や、防犯灯の設置、地域ぐるみの防犯活動などにより、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めます。また、警察や交通安全協会と協力しながら、小中学生や高齢者を対象とした、交通安全教室などにも取り組み、交通事故の発生を減らせるよう取り組みを進めます。

#### (4) 再犯防止の取り組みの推進（再犯防止推進計画）

罪を犯した人は、生活困窮や高齢、障がいなど、様々な生きづらさを抱えているケースが少なくありません。こういった人々が再び罪を犯すことなく社会復帰できるように、地域の理解促進や更生ボランティアの確保、相談体制の充実や医療・就労などの支援に取り組みます。

### 基本目標5 みんながともに支え合い、笑顔になれるまち

#### (1) 地域福祉活動の活性化と連携強化

ボランティアや地域団体などのNPOと自治会の活性化や参加促進を図ります。特に、若い世代の参加が減少し、参加者の高齢化が進んでいるため、若い世代の参加のきっかけづくりにも努めます。また、様々な地区活動の場として、地区公民館などの施設維持やサロン活動などの地域の拠点づくりにも努めます。

#### (2) 福祉等に関する理解の推進

学校教育の場やボランティア活動の場などで、福祉教育や人権意識の啓発に取り組みます。また、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについても推進し、性別や年齢などに関わらず、誰もが個性や能力を発揮し、仕事や地域活動に取り組める環境づくりに努めます。

#### (3) 交流機会の拡充

様々な地域の組織や団体により実施されているイベントや交流事業に対して支援を行ったり、地域おこし協力隊と地域住民の連携によるイベントの実施などを推進します。また、地域の団体が活動する拠点の整備として、公民館やボランティアセンター、子育て世代包括支援センターなどを活用します。

発行年月：令和3年3月  
発行：愛南町役場 保健福祉課 社会福祉係  
〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
TEL：0895(72)1212 FAX：0895(70)1777